

「星降る高原 夜旅のすゝめ事業」実施業務 委託仕様書（案）

この仕様書（案）は、長野県佐久地域振興局（以下「委託者」という。）が行う「星降る高原 夜旅のすゝめ事業」実施業務を委託するにあたり、その仕様等に関し、必要な事項を定めるものである。

1 業務名

「星降る高原 夜旅のすゝめ事業」実施業務

2 業務の目的

佐久地域は、星空、アウトドアアクティビティなどの観光資源、恵まれた自然環境で栽培された果物や加工品などの特産品を有している。これら観光資源や特産品を活用し、夜中ならではの魅力（静けさ、暗闇、星空）を体感、PRする夜行列車のモニターツアー（以下、「ツアー」という。）を催行することで、佐久地域の認知度の向上、誘客と周遊観光の促進を図る。

3 関係法令

本業務の実施に関しては、本仕様書による他、下記の関係法令等を遵守すること。

- (1) 長野県財務規則及び諸規則
- (2) 委託契約書
- (3) 旅行業法等関係法令及び通達

4 委託契約期間

契約の日から令和8年12月18日（金）まで

5 業務内容

JR小海線「HIGH RAIL 1375」を活用した夜間ツアーの2回催行で、催行に必要な準備行為等を含む。

なお、ツアー催行にあたっては、委託者並びに関係各所と協議の上、実施すること。

	第1回目	第2回目
(1) テーマ	星・星空	真夜中アクティビティ
(2) 催行日	令和8年8月13日（木）～翌朝	令和8年9月19日（土）～翌朝
(3) 場 所	JR小海線 小諸駅から野辺山駅及び沿線地域	
(4) メインターゲット	・佐久地域に訪れたことがない（又は軽井沢町にしか訪れたことがない）観光客	
(5) 参加費	・ツアーの内容に応じて設定（ただし、モニターツアーであることを踏まえ、過度に高額な料金とはしない）	
(6) 参加者数	定員50名	定員50名

6 業務内容の詳細

(1) 貸切列車について

貸切列車はJR小海線「HIGH RAIL 1375（2両編成）」を使用すること。なお、列車の貸切に必要な経費等については委託者へ確認すること。

(2) 列車運行区間及び一時停車駅について

運行区間は、小諸駅－佐久平駅－中込駅－野辺山駅－中込駅とし、発着時刻の目安及び一時停車駅は別紙1のとおりとする。

(3) 次のア～カを踏まえ、受託者の趣向を凝らした提案による企画を実施すること。

なお、具体的な実施方法や、参加者へ提供する品等については、委託者と十分に協議の上、決定すること。

ア 一時停車駅（中込駅、野辺山駅）で夜中ならでの魅力（静けさ、暗闇、星空など）を体感できる体験プログラムの実施。

なお、野辺山駅での体験プログラムは、業務内容5(1)テーマに沿った体験プログラムとし、第1回目のツアーと第2回目のツアーで同じプログラムとしないこと。

中込駅	駅周辺又は、車両内での体験プログラムとする。
野辺山駅	駅周辺又は、周辺地域の観光地等へ移動しての体験プログラムとする。 ※駅からの移動はバスを想定。バスの借上げに必要な経費等については委託者に確認すること。

イ 車内又は体験プログラム内で、軽食（佐久地域の特産品や食材を使用）及びソフトドリンクを提供すること。

ウ 車内では、夜旅の楽しみ方や佐久地域の魅力、上記イで提供する特産品や食材の魅力が参加者に伝わるよう工夫して説明をすること。

エ 終着の中込駅では、始発までの空き時間の活用等について配慮、工夫すること。

オ 夜中のツアーであることを踏まえ、安全性には十分な配慮をすること。

カ ツアーの実施中に出たごみ類（参加者による飲み残しや食べ残しを含む）については、ごみ袋等を用意し、適切に処理をすること。

(4) 5(4)メインターゲットに情報が伝わるよう、本業務の広報活動をすること。

(5) モニターツアー及び夜中のツアーであることを鑑み、以下事項を参加者募集の際に明示すること。

ア 参加対象者は、中学生以上とし、18歳未満の者については、保護者同伴の必要があること（参加者として参加する必要がある）。

イ ツアー当日に報道機関等の取材が想定されるため、ツアー中に撮影された写真及び映像が新聞の掲載やインターネットでの発信等に使用される場合があることを事前に承知の上、申込みをすること。

(6) モニターツアーであることを鑑み報道機関等の取材対応について、配慮、工夫すること。

(7) モニターツアーであることを鑑み参加者アンケートを実施すること。

(8) その他、予算の範囲内で、本業務の目的に資するための事業提案。

7 委託料に含まれる経費

- (1) JR小海線「HIGH RAIL 1375」の借上げ等に係る経費
- (2) アテンダント・ガイド・販売事業者・スタッフ等の手配に係る経費
- (3) ツアー造成（体験プログラムの造成も含む）に係る経費
- (4) ツアー催行（参加者募集、参加費の受領、当日の運営管理を含む）に係る経費
- (5) 体験プログラムの実施に係る経費
- (6) 車内や一時停車駅又は滞在先での軽食、ソフトドリンク、その他飲食やお土産の提供に係る経費
- (7) 本業務の広報に係る経費
- (8) 参加者の旅行傷害保険に係る経費
- (9) その他、本業務実施に必要な経費
- (10) (1)から(9)までの経費から5(5)参加費を除いたものを委託料とする。

8 業務の再委託

受託者は、受託業務の全部を第三者に委託することはできない。ただし、業務遂行上で必要と思われる業務については、委託者が認める範囲で業務の一部を委託することができるものとする。この場合、事前に委託者と書面による協議の上、承認を得ること。

9 委託者への報告

- (1) 事業実施計画書
業務委託契約締結時に、事業実施計画書及び実施体制表（様式任意）を委託者に提出すること。なお、事業実施計画書等に変更がある場合は、変更内容を反映させた事業実施計画書等に基づき事前に委託者と協議すること。
- (2) 進捗状況等報告
受託者は、委託者から要求があった場合は、速やかに進捗状況を報告するものとする。
- (3) 完了報告
受託者は、業務完了後、委託者が指定する日までに業務完了報告書（別紙2）を書面及び電子データ（PDF形式）で委託者に提出すること。なお、報告書には実施したアンケート結果を添付すること。

10 完了検査

- (1) 受託者は、本業務の完了後に委託者の検査を受けるものとする。
- (2) 受託者は、検査の結果、委託者から補正の指示があった場合は、速やかに補正を行い、再検査の合格をもって完了とする。

11 個人情報の取得・保護・管理等

- (1) 受託者は、本業務の実施上知り得た情報については、秘密を保持するとともに、契約目的以外に使用してはならない。また、契約期間終了後も同様とする。
- (2) 受託者は、個人情報の保護については十分に注意し、流出・損失を生じさせないこと。
- (3) 受託者は、成果品（業務の履行過程において得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧させ、複製させ、又は譲渡してはならない。ただし、委託者の承諾を得た場合はこの限りではない。

12 その他

- (1) 受託者は、本業務の実施にあたっては、本仕様書及び提案書に基づき実施するものとし、実施内容の詳細について事前に委託者と協議すること。
- (2) 受託者は、やむをえない事情により、本仕様書の変更を必要とする場合は、予め委託者と協議のうえ、仕様書変更の承認を得ること。本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に疑義が生じた場合には、委託者と協議すること。
- (3) 委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、協議の上、書面によりこれを定める。
- (4) 受託者は、業務実施にあたり、業務全体を把握している担当者を置き、委託者との連絡調整を行うこと。

(別紙1)

JR小海線「HIGH RAIL 1375」の停車駅及び発着時刻の目安

以下は、公告日時点のものであり、今後変更となる場合があります。

停車駅	発着時刻	備 考
小 諸	22:20頃 発	※参加者乗車駅1
佐久平	22:30頃 着	※参加者乗車駅2
	22:37頃 発	
中 込	22:44頃 着	(停車時間：60分程度) 体験プログラム①実施
	23:40頃 発	
野辺山	0:40~50頃 着	(停車時間：200分程度) 体験プログラム②実施
	4:00頃 発	
中込	4:52頃 着	※参加者解散駅

(参考)

【小淵沢行き 始発】 5 : 16

【小 諸行き 始発】 5 : 57

(別紙2)

「星降る高原 夜旅のすゝめ事業」実施業務 完了報告書

令和 年 月 日

長野県佐久地域振興局長 様

(受託者)

住 所

商号又は名称

代表者氏名

(個人にあつては住所、氏名)

令和8年 月 日付け委託契約した「星降る高原 夜旅のすゝめ事業」実施業務が完了したので、委託契約書第〇条の規定により下記及び別添のとおり報告します。

記

- 1 業務名 「星降る高原 夜旅のすゝめ事業」実施業務
- 2 業務箇所 JR小海線 小諸駅から野辺山駅及び沿線地域
- 3 実施内容 別添のとおり。
- 4 契約年月日 令和8年 月 日
- 5 履行期間 令和8年 月 日から令和 年 月 日まで
(契約期間)
- 6 業務完了日 令和 年 月 日

(添付書類)

- ・業務実施内容 及び 経費内訳
- ・アンケート結果